

くらしの相談所



【問合せ先】市民生活課市民相談センター・消費生活センター（☎ 28-9110）

保険金で住宅修理ができると 勧誘する事業者要注意！



大雪などの被害による住宅修理に「保険が使える。無料で申請を手伝う」などと言って勧誘する業者に関する相談が多く寄せられています。問題のある業者と契約してしまうと、高額な手数料を請求されたり、保険金の不正請求に加担させられたりするおそれがあります。ご注意ください。

【注意点】

- ▼勧誘時点では、保険金が受け取れるかはわかりません。損害発生の原因や保険契約の内容によって、保険会社が判断します。契約前に、保険会社や代理店によく確認しましょう
- ▼工事を依頼する際は複数の業者から見積もりを取り、慎重に判断しましょう
- ▼うその理由で保険金を請求すると、場合によっては詐欺罪に問われる場合があります

市民生活相談・消費生活相談

市民相談センター・消費生活センター（ヨリネスしばた1階）では、「心配ごと・困りごと相談」や「消費生活問題の相談」を受け付けていますので、ご利用ください。

開設時間＝土・日曜日、祝日・年末年始を除く
9:00～16:00（受付は15:30まで）

司法書士による無料消費生活相談 要予約

相談は、1人30分まで、年度に1回限りです
とき＝7月6日⑩13:30～16:30
ところ＝消費生活センター（ヨリネスしばた1階）
予約先＝同センター（☎ 28-9110）
※7月5日⑩15:30までに予約してください